

手続名
食事療養標準負担額減額差額支給申請手続

担当課・係（連絡先）
保険年金課（049-251-2711 内線313）

手続説明

- ・概要
食事療養減額認定証を保険医療機関に提出しなかったために減額しない食事療養標準負担額を支払った場合において、食事療養減額認定証を提出しなかったことがやむを得ないものと認められるとき、当該食事療養について支払った食事療養標準負担額から食事療養標準負担額の減額があったならば支払うべき食事療養標準負担額を控除した額に相当する額を入院時食事療養費として支給されます。
- ・要件
食事療養標準負担額減額認定を受けた方
- ・提出期限
食事療養標準負担額を支払った日の翌日から2年以内となります。

必要書類

- ・マイナンバー確認書類と本人確認書類
⇒以下URLから「マイナンバー確認書類と本人確認書類について」をご覧ください。
https://www.city.fujimi.saitama.jp/kurashi_tetsuzuki/mynumber/mynumber_seido/mainanba201410.html
- ・国民健康保険被保険者証
- ・食事療養標準負担額減額認定証
- ・入院期間、支払った食事療養標準負担額が確認できる医療機関の領収証等
- ・世帯主名義の預金通帳等振込先のわかるもの

手続詳細URL
https://www.city.fujimi.saitama.jp/kurashi_tetsuzuki/03hoken/kokuken/shika ku_kyufu/2010-0826-1824-16.html

出張所での取扱い
なし

木曜延長・休日開庁の取扱い
あり